

りんもん ウメ輪紋ウイルスの調査実施について

1. 港北区の新たな地域において ウメ等の現地調査を実施します。

平成28年に行われたウメ輪紋ウイルスの調査において、港北区を含む横浜市内の一部地域のウメ等に本ウイルスの感染が確認され、平成29年1月に緊急防除の防除区域に指定されました。このウイルスは**ヒトや動物に感染することはありません**が、アブラムシにより媒介されること、農業生産に被害を及ぼすおそれがあるため、感染植物を特定する調査が必要です。

そこで、横浜市内では防除区域を中心に、この調査を平成29年4月から実施しているところですが、6月14日に神奈川県が公表（※別添資料）したとおり、調査の中で港北区の新たな地域において、本ウイルスに感染した植物が確認されました。

つきましては、8月中旬以降、下記「2. 調査対象となる地域」において、本ウイルスの感染植物を特定するための調査を行う予定です。調査員が伺った場合は、調査にご協力願います。

なお、調査を実施するにあたり、調査対象となる地域の皆様に事前にお知らせいただきたく、**7月の区連会にて**、別紙チラシの**班回覧**（該当する区内の自治会・町内会）を**依頼します**ので、ご協力をお願いします。

2. 調査対象となる地域

調査対象地域は、以下のとおりです。（対象地域全戸を調査するものではありません）

大曽根二丁目、大曽根三丁目、大曽根台、菊名一丁目、菊名二丁目、菊名三丁目、菊名四丁目、綱島上町、綱島西二丁目、錦が丘、日吉四丁目、日吉五丁目、日吉六丁目、日吉本町一丁目、富士塚一丁目、富士塚二丁目、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目

■今回、新たに班回覧をお願いする自治会・町内会（港北区内 22自治会・町内会）

日吉本町東町会	大曽根上本町会	大曽根上町会	錦が丘町内会
日吉町宮前自治会	大曽根連合町内会 菰西会	大曽根連合会 大友会	ふじ町内会
箕輪町町内会	真菰会	大曽根連合会 桃友会	菊名南町自治会
キャッスル日吉自治会	大曽根中町会	大曽根北部自治会	富士塚自治会
綱島温泉町自治会	中央懇話会	ガーデンズ会	
綱島中央町会	大曽根親交会	菊名北町町内会	

○3月に班回覧をお願いしてある自治会・町内会（港北区内 13自治会・町内会）

樽町町内会	大倉山自治会	パークシティ綱島自治会	師岡表谷町内会
樽町第一親和会	琵琶畑自治会	師岡打越町内会	
樽町第二親和会	樽町サンハイツ自治会	師岡南町内会	
樽町第三親和会	ガーデンコート自治会	師岡仲町内会	

掲載日：2017年6月14日

ウメ等における「ウメ輪紋(りんもん)ウイルス」の新たな感染確認について

平成29年6月14日

記者発表資料

－横浜市及び川崎市内の一部地域のウメ等でウメ輪紋ウイルスの感染が確認されました。－

昨年、横浜市内の一部地域でウメ輪紋ウイルス（ブラムボックスウイルス）に感染したウメ等の植物が確認されたことから、県では農林水産省と連携し、感染植物が確認された地域及びその周辺地域でウメ等の植物の調査を実施しています。

本ウイルスの感染範囲を特定するため、感染植物が確認された地域の周辺地域を調査したところ、横浜市及び川崎市内の一部地域で、感染植物が確認されました。

なお、本ウイルスはヒトや動物に感染することはなく、仮に感染している植物の果実を食べても健康に影響はありません。

1 ウメ輪紋ウイルスについて

ウメやモモなどに感染する植物ウイルスで、国内では、平成21年に東京都で初めて発生が確認された後、現在までに12都府県で発生が確認されています。本ウイルスに感染した植物は治療方法が無く、ウイルスのまん延を防止するためには、感染した植物を廃棄して感染源を除去する必要があります。

海外では、このウイルスに感染した植物は、果実が成熟前に落下するなど大きな被害が発生しているとの報告があり、農林水産省では、国内でのまん延を防止するため、感染植物の発見と廃棄等を進めています。

2 横浜市及び川崎市内でのウメ輪紋ウイルスの感染確認

平成28年度

- ・平成28年6月、横浜市港北区内のウメ1本で本ウイルスの感染が確認されたことから、周辺地域について調査を行ったところ、121園地221本の植物で感染を確認。
- ・農林水産省は、本ウイルスのまん延を防止するため、植物防疫法に基づくブラムボックスウイルスの緊急防除に関する省令を改正し、横浜市港北区及び鶴見区の一部地域を防除区域に指定。（平成29年2月24日施行）
※区域の詳細は【参考】を参照

平成29年度

- ・本ウイルスの感染範囲を特定するため、防除区域の周辺地域における調査を実施したところ、横浜市港北区、鶴見区内の新たな地域及び川崎市幸区内で感染植物を確認。

(6月7日現在)

	感染確認園地数	感染植物数
計	21園地	35本
(横浜市内)	(12園地)	(21本)
(川崎市内)	(9園地)	(14本)

3 今後の対応

引き続き、農林水産省と連携し、感染植物が確認された地域等の調査を実施するとともに、感染植物等の廃棄を行う予定です。

4 感染が疑われる場合の連絡先

ウメ等の植物で本ウイルスの感染が疑われる症状がある場合には、次の機関へご連絡ください。

神奈川県 農業技術センター 病害虫防除部 電話0463-58-0333（内線）391
農林水産省 横浜植物防疫所 国内検疫担当 電話045-285-7135

【参考】

県内の防除区域（平成29年2月24日施行）

横浜市	港北区	樽町一丁目、樽町二丁目、樽町三丁目、樽町四丁目、師岡町
	鶴見区	梶山一丁目、梶山二丁目、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、北寺尾一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾三丁目、北寺尾四丁目、北寺尾五丁目、北寺尾六丁目、北寺尾七丁目、駒岡一丁目、駒岡二丁目、駒岡三丁目、駒岡四丁目、駒岡五丁目、獅子ヶ谷一丁目、獅子ヶ谷二丁目、獅子ヶ谷三丁目、下末吉一丁目、下末吉二丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、下末吉五丁目、下末吉六丁目、諏訪坂、佃野町、寺谷一丁目、寺谷二丁目、豊岡町、馬場二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目、馬場五丁目、馬場六丁目、馬場七丁目、東寺尾六丁目、東寺尾北台、東寺尾中台、三ツ池公園

【参考資料】

- ・「ウメ輪紋（りんもん）ウイルスに感染したウメなどの植物を探しています！」（神奈川県作成チラシ）
- ・「防除区域からウメ・モモ等の苗などは持ち出さないください！」（農林水産省作成チラシ）

（問合せ先）

神奈川県環境農政局農政部農業振興課

課長 中村 電話 045-210-4420

調整グループ 近藤 電話 045-210-4425

神奈川県

このページの所管所属は 環境農政局 農政部 農業振興課 です。

ウメ輪紋ウイルスの調査へのご協力をお願いします

農林水産省では、国内の一部地域で発生しているウメ輪紋ウイルス（※1）の封じ込め及び根絶を図るため、法律（植物防疫法）に基づき、このウイルスに感染するおそれのある植物の移動規制を行うとともに、感染が確認された植物及び感染のおそれのある植物の伐採を行う緊急防除や、全国で発生を監視する調査を実施しています。

昨年度の調査において、横浜市の一部地域でもこのウイルスに感染した植物が確認され、平成 29 年 1 月に緊急防除の防除区域（※裏面）に指定されました。

そこで、横浜市内では防除区域を中心に、平成 29 年度の調査を 4 月から実施しているところですが、平成 29 年 6 月 14 日に神奈川県が公表したとおり、調査の中で港北区と鶴見区の新たな地域において、このウイルスに感染した植物が確認されました。（別添資料）

つきましては、8 月中旬以降、「2. 調査地域」の一部においてこのウイルスの感染植物を特定するための調査を行う予定です。調査員が伺った場合は、調査にご協力願います。

農林水産省、神奈川県及び横浜市の職員（以下、調査員）が、対象となる植物のある住宅や畑等に調査に伺いますので、その際はご協力をお願いします。

※1 ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス：PPV）とは

ウメ、スモモ、アンズ、モモ、サクランボ、ユスラウメなどに感染する植物ウイルスで、海外では、このウイルスにより、果実が成熟前に落果するなどにより大きな被害が生じているとの報告があります。我が国では、平成 21 年に東京都青梅市で初めて発生が確認され、現在、愛知県、岐阜県、大阪府、兵庫県等でも発生が確認されています。

なお、このウイルスはヒトや動物に感染することはありません。

1. 調査期間

調査期間：平成 29 年 8 月中旬～9 月末まで（雨天時も実施）

2. 港北区の調査地域（対象地域の全戸を調査するものではありません）

大曽根二丁目、大曽根三丁目、大曽根台、菊名一丁目、菊名二丁目、菊名三丁目、菊名四丁目、綱島上町、綱島西二丁目、錦が丘、日吉四丁目、日吉五丁目、日吉六丁目、日吉本町一丁目、富士塚一丁目、富士塚二丁目、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目

腕章の例

3. 調査員

農林水産省の職員、神奈川県の職員
及び横浜市の職員

※調査員は、腕章を着用し、身分証明書を携帯します。



裏面あり

4. 調査の対象となる植物

ウメ、モモ、スモモ、セイヨウスモモ(プルーン)、アンズ、ネクタリン、サクランボ、ユスラウメ等のサクラ属植物、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタ

※ただしサクラ節植物（ソメイヨシノ等の観賞用のサクラ）は除く

5. 調査方法

住宅、寺社、畑等に調査の対象となる植物がある場合は、調査員が訪問します。その際、調査内容等について説明し、ご了解をいただいたうえで、立入り調査を実施します。

調査では対象となるウメ等の植物の葉を観察し、この病気の症状が出ているかを確認します。症状が出ている場合、植物1本あたり5枚の葉を採取し、農林水産省横浜植物防疫所で遺伝子診断法等の方法で検定し、感染の有無を確認します。



感染した葉の症状



感染した葉の症状



調査用タグ

※葉を採取した植物には、採取の目印として調査用タグをつけさせていただきます。

※不在等により調査が実施できない場合は、後日、再訪問して調査を実施いたします。

※この調査において、住民の皆様には 費用負担が生じることはありません。

※防除区域

調査の結果、自然感染によるものと考えられる感染植物が連続して確認されること等により防除区域に指定されます。

《横浜市内の防除区域 平成29年1月25日現在》

【港北区】 樽町一丁目、樽町二丁目、樽町三丁目、樽町四丁目、師岡町

【鶴見区】 梶山一丁目、梶山二丁目、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、北寺尾一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾三丁目、北寺尾四丁目、北寺尾五丁目、北寺尾六丁目、北寺尾七丁目、駒岡一丁目、駒岡二丁目、駒岡三丁目、駒岡四丁目、駒岡五丁目、獅子ヶ谷一丁目、獅子ヶ谷二丁目、獅子ヶ谷三丁目、下末吉一丁目、下末吉二丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、下末吉五丁目、下末吉六丁目、諏訪坂、佃野町、寺谷一丁目、寺谷二丁目、豊岡町、馬場二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目、馬場五丁目、馬場六丁目、馬場七丁目、東寺尾六丁目、東寺尾北台、東寺尾中台、三ツ池公園

《お問合せ先》 平日：8時45分～17時15分

農林水産省 横浜植物防疫所 国内検疫担当

電話：045-285-7135

神奈川県 環境農政局 農政部 農業振興課

電話：045-210-4425

葉にドーナツ状の輪があるウメなどを探しています!!

^{りんもん}
ウメ輪紋ウイルスに感染している可能性があります。

ウメ輪紋ウイルス（PPV）は、ウメ、スモモ、アズ、モモ、サクランボ、ユスラウメなど（対象植物）に感染し、海外では、果実が成熟前に落果するなどにより大きな被害が発生しているとの報告があります。

農林水産省では、植物防疫法に基づき対象植物の移動規制を行うとともに、感染植物及び感染のおそれのある植物の伐採を行う緊急防除を実施中です。



ウメ



ウメ



アズ



ユスラウメ



モモ

- ウメ輪紋ウイルスに感染したウメでは、葉にドーナツ状の輪（輪紋）などが生じます。
- モモなどでは、葉脈に沿って緑色の薄い部分（退緑斑紋）が生じます。
- 症状は、新緑の時期（春に出た葉が開いた頃）が一番明瞭です。

このウイルスは植物に感染するものであり、

ヒトや動物に感染することはありません。

また、感染している樹の果実を食べても問題はありません。

写真のような症状がある場合には、下記までご連絡下さい

●農林水産省●

横浜植物防疫所 国内検疫担当

電話：045-285-7135

FAX：045-211-2171

●神奈川県●

環境農政局 農政部 農業振興課

電話：045-210-4425

FAX：045-210-8851